

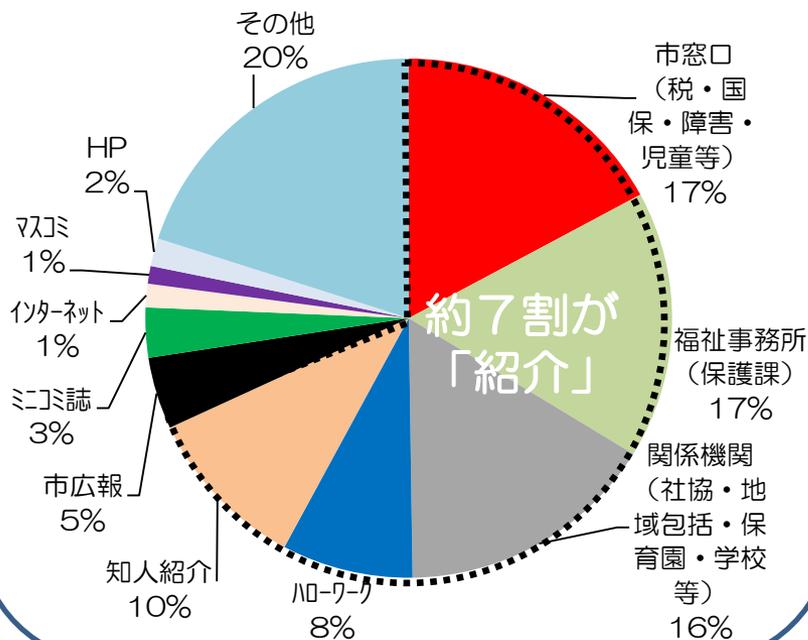
資料7

H27.9.14 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

(各) 自治体における取組事例について

① 生活困窮者の把握のための取組(川崎市)

だいJOBセンター相談経路(H26年度)



10人中7人が、他の相談機関や知人の「紹介」による来所



誰かに背中を押してもらったことが効果的かつ持続的！！

【考え方】

相談者を選ばない

⇒他の機関で対応が「難しい人」が対象者

【作戦】

①どのように？

関係機関職員向けのチラシ

⇒何をしてくれるかわからないと紹介できない

関係先の対象者に応じた案内

⇒「困っている人」ってだれ？？？

- ・地域包括支援センター
「親の介護で、仕事ができなかった方」
- ・年金事務所／シルバー人材センター
「年金が足りず、働きたいご高齢の方」
- ・不動産店
「失業中で、家賃滞納している方」

⇒支援事例を持参するとイメージしやすい

②だれが？

法人本部への説明 ⇒ 市職員

窓口職員への説明 ⇒ 市・センター職員

② 町村部における生活困窮者支援の取組(東京都)

(1) 都内町村(西多摩郡部)の概況



- ・ 4町村、(西多摩福祉事務所(青梅市))
- ・ 管内人口： 57,787人
- ・ 総面積： 375.96km²

⇒任意事業を含めた総合的な支援体制を整備

対象：瑞穂町在住の方
費用：無料
時間：13時30分～15時30分
同じ時間で、個別の相談も受け付けております。
生活から就職の問題まで、お気軽にご相談ください。

毎週金曜日	開催講座	開催場所
第1週目	家計セミナー 一例：かんたん家計管理-お役立ちシートから～	瑞穂町 ふれあい センター (瑞穂町 石畑2008)
第2週目	こころとからだの改善講座 一例：だれでもできる！背骨がもたらすホスピタリティ効果！	
第3週目	就労準備セミナー 一例：自分のやりがいのある仕事の見つけ方	
第4週目	体験講座 一例：ボウリング入門講座！	
第5週目	パソコン教室 一例：パソコン 超入門講座	

申込み 内容などの相談は必ず
西多摩くらしの相談センター
電話 0428-25-3501 メール nishitamaekushinosoudan.net

瑞穂町
学びの広場
ホッとスペース
ちえの輪
平成27年6月オープン

ひとりじゃないから
頑張れる！
この仲間と未来を
切り拓こう！

申込先 お問い合わせ
西多摩くらしの相談センター
電話 0428-25-3501 FAX 0428-25-3502 メール nishitamaekushinosoudan.net

(2) 西多摩郡部における支援の主な課題と対応

- 課題① 地理的条件
(町村が点在・福祉事務所が区域外に設置)
- 課題② 小規模自治体の特性
(役場職員が顔見知り・近所の目等)



- 対応① 各町村毎週1回、役場以外で巡回相談実施
(2～3名体制)
- 対応② 巡回相談と併せて、集客等のための各種
セミナー開催
⇒近所の目を気にして相談を躊躇している人を
相談につなげる
- 対応③ 子供の学習支援も巡回相談に併せて各町村
で毎週1回開始
⇒子供の学習支援と親への相談支援を一体的に実施

③ 富山県東部地域での共同実施の取組～県の広域実施から県と市の共同実施へ(富山県・魚津市・黒部市・滑川市)

富山県東部地域の状況



被保護世帯数、被保護人員、保護率

	被保護世帯数	被保護人員	平均保護率 (%)
市全体	2,935	3,397	3.46
うち東部3市	283	329	-
郡部全体	136	165	1.85
県合計	3,071	3,562	3.31

検討の過程

実施主体としての検討

生活困窮世帯 1,000世帯程度と推計
 →中核となる福祉事務所に相談員を集中配置
広域自治体としての役割を検討
 モデル事業の実施は1市のみ
 →共同実施を視野に入れた選択肢の提示

平成26年度

県モデル事業としての「広域実施」

モデル事業における支援実績

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談受付	12	10	11	10	5	7	7	6	6	74
支援決定	0	2	0	3	2	5	1	3	1	17

実施主体としての検討(県・3市)

ノウハウを持った人材の確保
 →引き続き、相談員を集中配置
費用負担
 →各自治体の人口比による按分

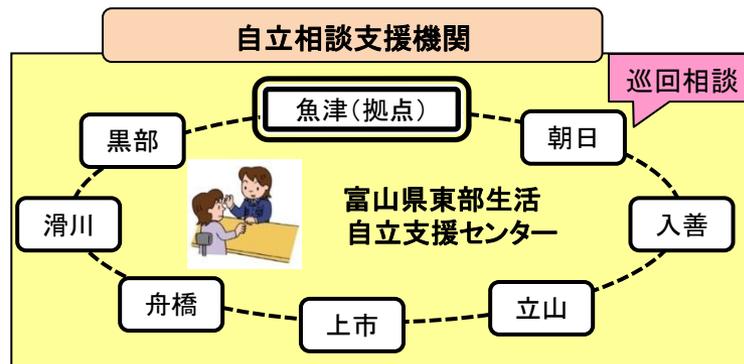
平成27年度

富山県・魚津市・黒部市・滑川市の「共同実施」

実施体制

富山県東部生活自立支援センター

自立相談支援モデル事業→自立相談支援事業
 (主任相談支援員1、相談支援員1、就労支援員1)
 就労準備支援モデル事業→就労準備支援事業
 (就労準備支援担当員1)
 「就労訓練事業の推進」モデル事業→その他事業



自立相談支援事業(自立相談支援機関を県魚津総合庁舎に常設)

- ・自立相談支援機関(拠点)には、支援員等が常駐。
- ・巡回相談については、市は週1回、町村は隔週1回であらかじめ相談日を設定(会場は社会福祉協議会)

就労準備支援事業

- ・個別支援型で、キャリアカウンセリング、ハローワークへの同行、履歴書指導作成、採用後のフォロー(定着支援)などを実施。

その他事業

- ・就労訓練事業者の開拓

- 任意事業の実施は、相談支援から本人の状況に応じた個別支援への「出口」づくりを行うことのみならず、相談支援の幅を広げ、支援につながっていない生活困窮者が支援につながる契機にもなると考えられる。
- 任意事業を実施する方法として、共同実施は選択肢の一つとなるが、これを真に効率的・効果的なものとするためには、地域の実情(ニーズ)を適切に把握した上で、体制を整備していく必要がある。

④ 就労準備支援事業の利用者確保に向けた取組(仙台市)

平成26年度モデル事業実施にあたっての検討

- 仙台市では、平成25年度より被保護者就労準備支援事業を実施。その中で、就労支援の出口に向けて、一般就労支援のほか就労準備支援が必要かつ効果的であることがわかった。
＜平成25年度実績＞
 - ・ 支援者数: のべ172名(40～50代が6割、男性8割)
 - ・ 就労決定36名(うち22名が就労体験によるもので、13名がHWIによるもの)
- 生活困窮者自立支援事業においても、「出口」に向けた「就労準備支援事業」が必須であると判断。
- その上で、ワンストップでの支援を行うため、モデル事業を開始した平成26年度当初より、「自立相談支援事業」及び「就労準備支援事業」のパッケージでの委託となった。

就労準備支援(事業)プログラムの構成

大きく分けて、3つのプログラムで構成されている。

作業プログラム

施設内作業

- ▶ 内職・軽作業
チラシ折込作業
封入・封緘作業
Tシャツおりたたみ作業
- ▶ 法人内軽作業
印刷作業
新聞切抜き作業

施設外作業

- ▶ ソーシャルファーム
- ▶ ポスティング作業



スキルアッププログラム

- ▶ PC講座
- ▶ 就活講座
就活実践コース
- ▶ コミュニケーション講座
- ▶ 生活・健康講座
- ▶ 余暇講座



就労実践プログラム

- ▶ ふうどばんくパントリー作業
- ▶ マンション清掃 など



プログラムは3ヶ月を1つのタームとして考えている。
基本的に「グループワーク」の手法を主体として用いて対人スキルを身につけていく。

平成26年度モデル事業実施後の課題とその対策による効果

課題： 平成26年度のモデル事業における**利用者数は9名**と低調な結果であった。

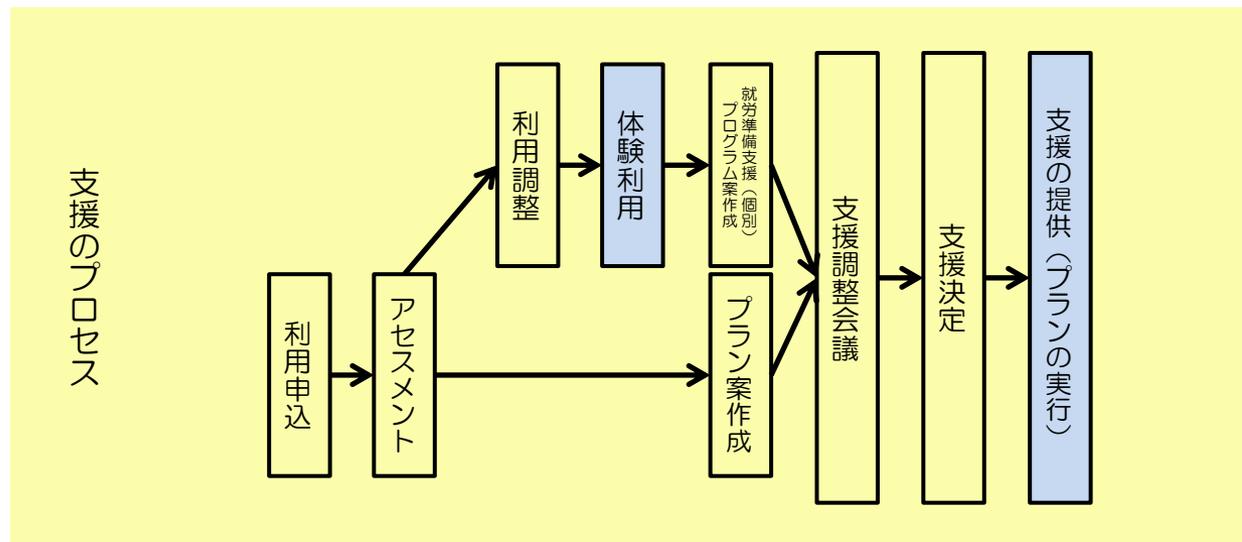
原因1： 必要な手続きが多く利用開始までに1か月程度要するため、その間にモチベーション低下による利用取りやめがみられた。

原因2： 比較的困難度の高い方(経済的に困窮し緊急を要する方等)を対象者として設定したため利用者の取り込みが不足していた。

対策1： 利用決定前の段階で「体験利用」を行う。

対策2： 障害者の就労支援部門・青少年健全育成支援部門・HWなどからの紹介者を重点対象者に、また短期間の利用、単発プログラムの利用を可能とするなど柔軟な利用計画を策定。

効果： 平成27年8月時点の**利用者数は29名**。利用者の確保につながっている。



⑤ 認定就労訓練事業の事業所開拓の取組(大阪府)

認定状況と取組のポイント

認定状況

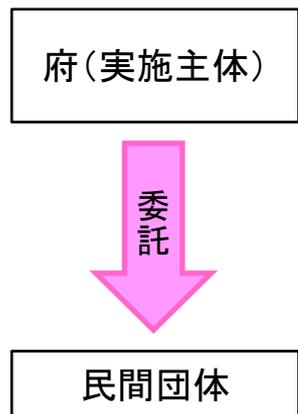
- 府内(指定都市、中核市の管轄も含む)で27事業所を認定(H27.6末時点)

取組のポイント

- 事業所へのアンケート調査を実施し、次のステップで訪問
- 府内で認定権者会議を開催し、ノウハウを共有
- 事例集の作成
- 上記のいずれも、法第6条第5号に基づく事業(補助率1/2)として実施可能

<事業所へのアンケート調査、訪問>

※ H25～H26年度にかけて、モデル事業の一環として実施していたもの



・社会福祉法人は府社協の協力
・NPO、生協、営利法人は無作為抽出

①事業所へアンケート



(平成25年11～12月にかけて
1,500事業所へ発出し、
900事業所から回答あり)

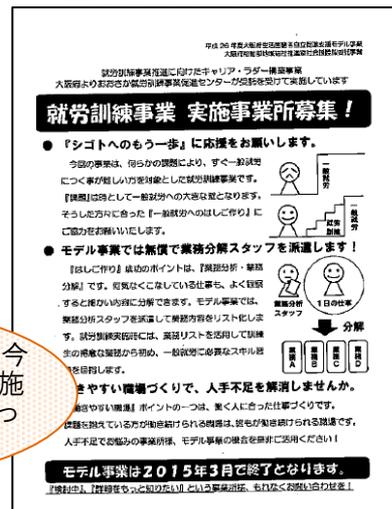
②前向きな事業所を抽出・訪問

(200カ所程度を抽出し、訪問)



「受け入れたことがある」、「今後実施したい」、「今後、実施の検討は可能」と回答のあった事業所を抽出し、訪問

(企業訪問時の持参チラシ)



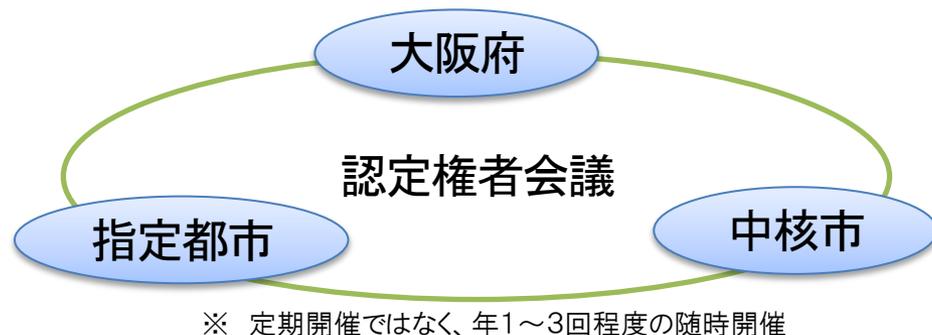
③就労訓練の 試行実施及び 認定への協力依頼



④制度施行後の 認定へ

※ H25は有限会社にアンケート調査、株式会社に事業所訪問を委託
※ H26は有限責任事業組合、事業協同組合、一般社団法人の3者で構成する共同企業体に事業所訪問を委託

<府内認定権者会議の開催>



<主な内容>

- 認定に向けた取組状況(事業所へのはたらきかけ)についての情報交換
- いつから認定を行うかなど、認定スケジュールに関する情報交換(施行前)
- 認定の受付方法(郵送か持参か等)など、実務にかかる意見交換(施行前)
- 生じた疑義等に関する意見交換 等

当該会議において、府内の認定状況を府でとりまとめて府HPで公表すること、また府内自治体及び自立相談支援機関に情報提供することなどを決定。

<事例集・認定就労訓練事業の推進・実施マニュアルの作成>

※ 委託業者がその成果として作成

<内容>

- 事業所開拓の具体例(事業種別、事業所規模、協力可能な事業所の考え方、可能な場合の受け入れ先、協力が難しい事業所の理由など、事業所開拓時の事例を掲載)
- 事業所から寄せられた代表的な質問や疑義を掲載
- マッチングを通じて受入に至った事例(アプローチから実施に至るまで)や他の就労支援プログラムとの連携事例を掲載
- 事例を元に、事業所開拓やマッチング、実際の受け入れ等にかかる取組手順をマニュアル化。

<活用方法>

- 認定事業所に参考として配布するとともに、認定申請拡大に向けて事業者への説明用として活用予定

